



平26字土 第68 号の139

平成27年 3月9日

(有) ループ

前田 光男 様

山口県知事

村岡 嗣政



一般建設業の許可について（通知）

平成27年3月2日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 山口県知事許可（般－27）第 9485 号

許可の有効期間 平成27年4月21日から平成32年4月20日まで

建設業の種類

土木工事業

大工工事業

とび・土工工事業

屋根工事業

鋼構造物工事業

ほ装工事業

塗装工事業

内装仕上工事業

水道施設工事業

建築工事業

左官工事業

石工事業

タイル・れんが・ブロック工事業

鉄筋工事業

しゅんせつ工事業

防水工事業

造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 平成32年3月21日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010